

岡御支産第 666 号
令和 3 年 11 月 25 日

一般社団法人 岡山県トラック協会 御中

岡山市 北区役所 御津支所 産業建設課長

観波橋の通行規制について (お願い)

霜寒の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また平素は、道路事業等の推進につきまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

9月から10月にかけて、宇甘川に架かる観波橋の橋梁点検を実施したところ、車道部分の橋桁に、ひび割れを確認しました。

すぐに橋が通行不能になることはないと思われませんが、これ以上にひび割れの数やひび割れ幅が広がらないようにするために、下記のとおり通行規制をさせていただきたいと考えています。

今後は、橋の補修方法の検討、設計、河川協議等を行い、早急に橋の補修工事に着手できるように進めて行く予定ですので皆様のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

記

1 通行規制の内容

- 1) 総重量が8トンを超える車両の通行規制をお願いする。
- 2) 一般車両も橋の上では徐行をお願いする。
- 3) 歩道の通行については、支障なし。
- 4) 違反に対する罰金はない。

2 通行規制を始める時期

- 1) 令和3年12月15日から

3 通行規制解除時期

- 1) 数年後の見込み
- 2) 理由
 - ① 補修方法の検討がこれからである。
 - ② 橋の工事着手までに、設計、河川協議等を行う。
 - ③ 水道管、NTT ケーブルの移設工事を行うことも考えられる
 - ④ 夏から秋頃の河川の出水期に工事ができない。

4 担当 産業建設課 杉原 森清 電話 724-1114

